

導入促進基本計画

筑後市

導入促進基本計画

1. 先端設備等の導入促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査によると、筑後市の総人口は昭和 50 年代後半から増加傾向にあり、令和 2 年には 48,827 人と平成 27 年（前回調査時）から 488 人増加した。しかし、近年、住民基本台帳登録人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全国的な人口減少社会の到来を迎え、本市の将来人口も死亡数が出生数を上回る自然減少に加え、転出超過による社会減少の影響により今後減少することが予測されており、令和 32 年には 43,534 人になるものと推計されている。

また、15 歳未満の若年人口は昭和 55 年から減少傾向にあり、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は、平成 12 年の 30,646 人をピークに減少傾向に転じており、令和 2 年には 28,362 人となっている。一方、65 歳以上の高齢人口は、昭和 55 年以降、増加傾向を示しており、昭和 55 年時点で 5,014 人（12.0%）であったが、令和 2 年時点では、13,362 人（27.4%）となり、約 2.66 倍に増加している。今後も増加することが予測されており、令和 7 年時点で 13,933 人（28.7%）となり、令和 2 年と比較すると約 1.04 倍となる。

次に、本市の産業構造について、産業別就業者数（表 1）を見ると、第 1 次産業（6.2%）、第 2 次産業（25.4%）、第 3 次産業（68.4%）となっている。（国勢調査より）

また、本市の産業別事業所数（表 2）を見ると、第 1 次産業（0.7%）、第 2 次産業（16.7%）、第 3 次産業（82.6%）となっている。（経済センサスより）本市の第 1 次、第 2 次産業の割合は、福岡県全体と比較して就業者数、事業所数ともに高くなっている。特に第 2 次産業については、雇用吸収力の高い製造業の事業所が多いことが要因と考えられる。本市の製造業は製造品出荷額が高く、牽引している業種は生産用機械器具製造業、食料品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、印刷関連業の 4 業種である。

（表 1）

就業者数	第 1 次産業（農 林水産業）	第 2 次産業（製 造・建設業等）	第 3 次産業（金 融・小売・サー ビス業等）	合計
筑後市	6.2%	25.4%	68.4%	100.0%
福岡県	2.5%	20.0%	77.5%	100.0%
全国	3.2%	23.4%	73.4%	100.0%

（表 2）

事業所数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	合計
筑後市	0.7%	16.7%	82.6%	100.0%
福岡県	0.3%	15.3%	84.4%	100.0%
全国	0.6%	18.7%	80.7%	100.0%

筑後商工会議所が平成 29 年 3 月に行った中小企業 94 社へのアンケートによると、「経営者の年齢」は 60 歳代が 35 社と最も多く（37.2%）、70 歳代も 8 社（8.5%）あり、事業承継の問題が浮き彫りになっている。

また、同アンケートで「経営上の問題点」について問うたところ、人材獲得難 27 件（28.7%）、熟練技術者の確保難 21 件（22.3%）、従業員不足 20 件（21.3%）という結果になっており、深刻な人手不足に陥っている状況が見受けられる。

市内の中小企業者は地域経済の重要な担い手にもかかわらず、慢性的な人手不足と後継者不足に見舞われており、このまま現状を放置しておくとう市内の中小企業等の廃業増により、地域経済に深刻な打撃を与える恐れがある。

なお、市内全業種の民間事業所数は、平成 21 年の 2,014 社から平成 26 年の 1,993 社へ 1.0 ポイント減少しており、また、従業員数も平成 21 年の 19,764 人から平成 26 年の 19,554 人へ 1.0 ポイント減少している。（経済センサスより）

このような中、中小企業の新たな設備投資に係る固定資産税特例が創設されたことに伴い、中小企業者の先端設備等の導入を支援し、種々の経営課題を抜本的に解決する取り組みの一助として本計画を策定する。

（２） 目標

この状況を改善させる一助として、中小企業者支援制度を活用し、産業基盤の崩壊を防いでいく施策を実施していく必要がある。

本市では、導入促進基本計画を策定し、市内中小企業者に先端設備等の導入を促し、各事業所の労働生産性の年平均 3%以上の向上を目指す。あわせて人手不足・後継者不足等を改善し、中小企業者が力強い地域経済の担い手として活躍できるよう支援していく。

数値目標としては、本計画期間中に、先端設備等導入計画認定件数 60 件の達成を目標とする。

（３） 労働生産性に関する目標

計画期間において、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

２． 先端設備等の種類

本市の産業は第 1 次から第 3 次産業まで多岐にわたっており、多様な業種が本市の経済を支えている。これら市内の多様な産業で、広く事業者の生産性を向上させていく必要があり、地域経済の持続的発展を図っていかねばならない。

したがって、多様な産業、設備投資を支える観点から、本計画の対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3. 先端設備等の導入促進の内容に関する事項

(1) 対象区域

本市の産業は、駅周辺、田園エリア、商工業エリアと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種

多様な業種が本市の経済を支えており、幅広い事業者を支え、生産性向上を支援する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

(3) 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4. 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は 2 年間（令和 7 年 7 月 31 日～令和 9 年 7 月 30 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5. 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の項目については先端設備等導入計画を認定するに当たって配慮すべきものとする。

(1) 市内中小企業者における従業員の雇用を守るため、人員削減を目的として設備投資を実施する事業所の先端設備等導入計画は対象とせず、雇用の安定に配慮する。

(2) 先端設備等導入計画は、市内のすべての中小企業者を対象としているものの、以下の団体等についてはその対象から除く。

- ① 公序良俗に反する取り組みを行っている団体等
- ② 暴力団等の反社会的勢力またはその勢力と関係が認められる団体等
- ③ 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者等
- ④ 市長が適当と認めない団体等